

令和6年度熊本県災害廃棄物処理に係る図上演習等実施業務委託仕様書

第1 目的

本県における災害廃棄物対応力の強化を目的に、県、県内市町村、一部事務組合、広域連合、関係団体の職員を対象に、災害廃棄物処理に関する知識やスキル向上を図るための研修会やロールプレイング形式の図上演習を行う。

併せて、県として必要となる、平常時の人材育成支援業務や災害時の市町村等支援業務のノウハウを蓄積するためのマニュアル等の作成を行う。

第2 委託業務名

令和6年度熊本県災害廃棄物処理に係る図上演習等実施業務

第3 契約期間

契約締結の日から令和7年（2025年）3月7日（金）まで

第4 業務スケジュール

時期（目安）	対応事項
令和6年7月上旬	契約締結・業務計画書の提出（第5（1）参照）
令和6年7～8月	事前研修会の実施（第5（2）①参照）
令和6年8～9月	図上演習の実施（第5（2）③参照）
令和6年9～10月	事後検討会の実施（第5（2）④参照）
令和7年3月7日まで	成果品納品（第6参照）

第5 業務内容

（1）業務計画書の作成

受託業者は、契約確定後、速やかに委託者と打合せを行い、本委託業務の目的及び趣旨、委託者の意向を十分に把握した上で、全体業務スケジュールや業務実施体制等を記載した業務計画書（様式任意）を作成し、委託者に提出すること。

（2）水害を想定した図上演習の実施

①事前研修会の実施

ア 目的

図上演習を円滑に実施するため、図上演習参加者に対し、演習の仕組みや役割を伝達し、必要な知識を習得させる。

イ 対象者

図上演習に参加する県、県内市町村、一部事務組合、広域連合の災害廃棄物担当者 約70名

ウ 所要時間

2時間程度を想定

エ 受託者対応内容

- (ア) 事前研修会の内容や当日使用する資料を提案する。
最終的な内容については県と受託者において打合せのうえ決定する。
- (イ) 事前研修会に必要な講師、資料、資機材、消耗品等を準備する。
- (ウ) 事前研修会当日の運営や参加者への説明を行う。

② 図上演習シナリオ作成

過去、本県で発生した災害の状況や地理的な特性など本県の特徴を踏まえて、状況付与やタイムテーブル、災害種類や被害想定等の初期情報など図上演習のシナリオ及び図上演習で使用する資料を提案し、最終的な内容については県と受託者において打合せのうえ決定する。

なお、演習参加者の災害廃棄物処理経験の有無によって対応が分かれる状況付与については、想定される対応に応じた追加の状況付与等を併せて提案すること。

③ 図上演習の実施

ア 目的

災害発生時の状況を疑似体験し、市町村等職員の災害廃棄物処理に関する知識やスキル向上を図る。

イ 対象者

県、県内市町村、一部事務組合、広域連合の災害廃棄物担当者 約70名

ウ 所要時間

4時間程度を想定

エ 受託者対応内容

- (ア) 図上演習実施要領（※1）や演習評価者（※2）を提案する。
最終的な内容等については県と受託者において打合せのうえ決定する。
 - （※1）演習当日の進行やスタッフ・コントローラー配置計画、会場レイアウト等演習実施に必要な事項をまとめたもの。
 - （※2）演習当日、演習全体を評価できる者を配置。
なお、訓練評価者は災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の構成メンバー等、災害廃棄物処理全般に係る知見を有する者を想定。
- (イ) 演習当日に必要な演習評価者、資料、資機材、消耗品等を準備する。
- (ウ) 図上演習当日は図上演習シナリオに従った演習の進行、スタッフ、コントローラーの確保及び配置、演習参加者のサポート、演習状況の記録（動画・写真）を行う。

オ 留意事項

コントローラーに対してはあらかじめ図上演習シナリオ等を共有し、演習当日はシナリオと齟齬が出ないように演習をコントロールすること。

④事後検討会の実施

ア 目的

図上演習の参加者が、演習時の行動等の振り返りや状況付与のねらいなどを再確認し、得られた知識や経験を共有したうえで、各市町村の災害対応能力向上や災害廃棄物処理計画などの見直しにつなげる。

イ 対象者

図上演習に参加した県、県内市町村、一部事務組合、広域連合の災害廃棄物担当者 約70名

ウ 所要時間

2時間程度を想定

エ 受託者対応内容

(ア) 事後検討会の内容や当日使用する資料を提案する。

最終的な内容については県と受託者において打合せのうえ決定する。

(イ) 事後検討会に必要な講師、資料、資機材、消耗品等を準備する。

(ウ) 事後検討会当日の運営や参加者への説明を行う。

(3) 台風を想定した図上演習シナリオ等の作成

過去、本県で発生した災害の状況や地理的な特性など本県の特徴を踏まえて、状況付与やタイムテーブル、災害種類や被害想定等の初期情報など図上演習のシナリオ及び図上演習で使用する資料を提案し、最終的な内容については県と受託者において打合せのうえ決定する。

なお、演習参加者の災害廃棄物処理経験の有無によって対応が分かれる状況付与については、想定される対応に応じた追加の状況付与等を併せて提案すること。

(4) 図上演習実施マニュアル（運営側）の作成

(2) の実施を踏まえて、図上演習シナリオ作成の留意点、図上演習を実施するにあたり必要な準備、当日の対応等のノウハウ等をまとめたマニュアルを提案し、最終的な内容については県と受託者において打合せのうえ決定する。

なお、マニュアルには根拠となる法令や事象、用語の解説等含め、図上演習の経験がない者でも内容が理解できるように留意すること。

(5) 追加提案

「第1 目的」を達成するために有効な取組みがあれば提案すること。

(6) 業務報告書の作成

本業務の実施結果等の内容を踏まえ、業務報告書を作成する。

なお、本業務を通じ、平常時及び災害時、県の立場として必要な対応等を考察し、業務報告書に考察結果を記載すること。

第6 成果品

(1) 本業務の成果品は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|------------|
| ①業務報告書 | 1部 |
| ②水害を想定した図上演習シナリオ等演習に必要な資料一式 | 1部 |
| ③台風を想定した図上演習シナリオ等演習に必要な資料一式 | 1部 |
| ④図上演習実施マニュアル（運営側） | 1部 |
| ⑤上記及び演習映像、写真の電子データ | 1部（DVD-R等） |

(2) 受託業者は、本業務が完了したときは、前項に示す成果品を業務完了報告書とともに提出し、委託者の検査を受けるものとする。

(3) 受託業者は、委託者が指示し、受託業者が同意する場合は、履行期間途中においても、成果品を部分引き渡しができるものとする。

第7 成果品の提出先

熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局循環社会推進課

第8 成果品に対する責任の範囲

受託業者は、成果品に瑕疵が発見された場合は、速やかに委託者の指示に基づき、成果品を訂正し、改めて提出しなければならない。

なお、これに要する費用は、受託業者の負担とする。

第9 図上演習の中止

本演習は、災害の発生、天候等により演習の一部又は全部を中止することがある。

なお、演習の一部又は全部を中止した場合の委託料は、業務の進捗状況等を考慮し、委託者と受託業者で協議の上、決定する。

第10 権利の帰属

(1) 本委託において作成され、既に他の所有権等を有するものを除く一切の図書類、電子情報等、並びにそれらの著作権は、委託者に帰属する。

(2) 受託業者は、本委託終了後を含め、業務の成果等を委託者の承認を受けず、自ら使用することや他の者に公表、貸与及び使用させてはならない。

(3) 業務に関して第三者の著作権を侵害しないよう、受託業者の責任と費用をもって適正に処理すること。

(4) 成果品は、委託者が作成するホームページや各種情報提供媒体等において使用できるものとする。

第11 秘密の保持

受託業者は、業務の遂行上知り得た秘匿すべき内容を他人に漏らしてはならない。
本業務終了後においても同様とする。

第12 その他

- (1) 受託業者は、本委託を実施するにあたり、委託者と詳細に協議を行い、委託者の承認を受けて、委託業務を進めるものとする。
- (2) 受託業者は、本委託の趣旨を踏まえ、災害対策基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、災害廃棄物対策指針、熊本県地域防災計画、熊本県災害廃棄物処理計画等を把握し、業務を進めることとする。
- (3) 本仕様書で定める演習参加依頼機関、参加人数等は、委託者の指示により変更する場合がある。
- (4) 本委託のため必要となる関係官公庁その他に対する手続きは、受託業者が迅速に処理する。また、これに要する費用は、受託業者の負担とする。
- (5) 委託者は、必要があると認められるときには、受託業者に対して業務の実施状況等について報告を受け、又は説明を求める等の措置を行うことができるものとする。
- (6) 契約金額には、本業務の履行に必要な一切の経費を含む。
- (7) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合等不明な事項は、その都度委託者・受託業者協議の上、決定する。

第13 担当所属

熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局循環社会推進課企画調整班
電話：096-333-2277